

【沖縄県版】許可申請書及び添付書類一覧(令和2年10月1日改訂【修正R5.11.10】)

様式番号	申請書及び添付書類	許可申請									摘要	チェック
		許新可規換・ え新規	般・ 特新規	業種追加	更新	般+業種新追規加	般+更新新規	業種追加	業種更新規+ 新規+更新			
	※提出部数:3部(正・副・控) ※プラットファイルに綴ること ※各種証明書類(住民票など)は、受付時点 で発行後3ヶ月以内のものとする。ただし残高 証明書は、受付時点で発行後1ヶ月以内のもの とする。									◎…必要な書類 ○…該当があれば必要な書類 □…変更がなければ省略可能な書類 △…省略可能な書類 法…申請者が法人の場合必要な書類 個…申請者が個人の場合必要な書類 注 : 省略可能としている書類についても、審査の状況により提出を依頼することがあ ります。		
沖縄県様式	表紙(建設業許可申請書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第1号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	別紙二(1) 営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	営業所の新設・変更で住所等が登記簿で確認できない場合は、確認できる書類(写し)を添付提出。 営業所に変更がある場合(新設、所在地変更等)は、営業所の写真(営業所の形態を確認できるもの、営業所のある建物の外観、入り口付近、営業所の内部等)を添付。		
	別紙二(2) 営業所一覧表(更新)				◎		◎	◎	◎			
	別紙三 収入印紙、証紙等貼付欄	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	沖縄県証紙		
第2号	工事経歴書	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	実績の有無に関わらず必要(更新申請業種については省略可能) 工事実績が確認できる契約書等の提示が必要。 個人名が特定されないよう記載方法に留意すること。		
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	実績の有無に関わらず必要(更新申請をする業種については省略可能)。		
第4号	使用人人数	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎			
第6号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	本文の削除はしない。		
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	経営業務管理1人体制用、証明内容の確認書類(写し)の添付が必要 現在の常勤性が確認できる書類の提示が必要。 許可換え新規の場合は、現在の建設業許可通知書(写し)の添付必須		
	別紙 常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○			
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	経営業務管理2人以上体制用。第2面:「財務管理」の補佐者用、 第3面:「労務管理」の補佐者用、第4面:「業務運営」の補佐者用 上記第7号の摘要と同様の確認書類の添付等必要		
	別紙一 常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	経営業務管理2人以上体制用。		
	別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	経営業務管理2人以上体制用。		
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	健康保険及び厚生年金:申請時直前の保険料納入に係る領収証書又は納入証明書 の写し、若しくは社会保険料納入確認書 履用保険:申請時直前の労働保険概算、確定保険料申告書の控え及び納入に係る領収済通知書の写し又は労働保険明細 提出不能:届出書(各窓口の受付印あり)又は適用通知書の写し 履用保険事業所非 該当承認を受けている場合は承認通知書の写し 該当するものを正本に添付すること。		
	別紙四 専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	常勤性を確認できる書類の提示が必要。		
—	専任技術者としての資格を有することを証明する資料	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	監理技術者資格者証(写し添付) または 資格証明書(写し添付+原本持参)、実務 経験証明書(様式第9号)、指導監督的実務経験証明書(様式第10号)、卒業証明書の うち該当する書類 実務経験証明書を提出する場合、当該経験期間の雇用関係(常勤性)が確認できる書 面の提示及び記載内容が確認できる契約書等の提示必須		
—	定款	法	△	△	□	△	□	□	□			
—	特定建設業許可の新規・更新・追加に係る財産の要件チェックシート	○	○	○	○	○	○	○	○	更新及び業種追加の場合は、直近の年度報告書(写し)を持参すること		
第15号	貸借対照表(法人用)※表紙の添付が必要	法	○	△	△	○	○	△	○	財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和		
第16号	損益計算書(法人用)	法	○	△	△	○	○	△	○			
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)	法	○	△	△	○	○	△	○			
第17号の2	注記表(法人用)	法	○	△	△	○	○	△	○	財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和		
第17号の3	附属明細表(株式会社用)	法	○	△	△	○	○	△	○	資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会 社のみ提出 財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和		
第18号	貸借対照表(個人用)※表紙の添付が必要	個	△	△	△	△	△	△	△	財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和		
第19号	損益計算書(個人用)	個	△	△	△	△	△	△	△			
—	登記事項証明書(商業登記簿)	法	法	△	法	法	法	法	法	原本提出。申請者が個人で、支配人登記をしている場合は提出必要		
第20号	営業の沿革	◎	△	△	◎	△	◎	◎	◎			
第20号の2	所属建設業者団体	◎	△	△	□	△	□	□	□			
—	納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	◎	△	△	△	△	△	△	△	原本提出。県税、直前1期分。 納期末到来:事業開始届の写し(県税の受領印有り)		
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	△	△	□	△	□	□	□			
	別紙一 役員等の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	法人については役員に加え相談役、顧問等、"100分の5以上に相当する出資をして いる者"も記載する。個人については経営業務の管理責任者のみの場合省略可※記載 内容に変更がない場合は省略可		
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	常勤を確認できる書類の提示が必要。		
—	後見等登記事項証明書(法務局で取得可能)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	法人:役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人 ※顧問・相談役については當 面提出を求める。(株主等も同様)		
—	身分証明書(本籍地の役所で取得可能)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	個人:事業主、法定代理人、令第3条に規定する使用人 ※原本提出		
第12号	許可申請者等の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	法人:別紙1に記載した役員等全員。顧問・相談役については當面の間、「賞罰」の欄 への記載並びに署名押印を求めない。(株主等も同様) 個人:個人事業主		
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第11号に記載した者について提出		
第14号	株主(出資者)調書	法	△	△	□	△	□	□	□			
—	常勤の役員等(経営業務の管理責任者)、常勤の役員等及び直接補佐する者の住民票	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	原本提示+写しを「控え」に添付 ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は 権利登記関係書類の提示		
—	専任技術者の住民票	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	原本提示+写しを「控え」に添付 ※専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更のみの場合は省略可 ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は 権利登記関係書類の提示		
—	令第3条使用人の住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	許可申請の場合、原本提示+写しを「控え」に添付 ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は 権利登記関係書類の提示		
—	預金の残高証明	○	○							原本提示		
—	法人番号指定通知書	法	△	△	△	△	△	△	△	法人番号がわかる画面コピーでも可		
—	委任状(本人申請を除く)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	原本提出(委任者の押印必要、認印可)		
—	過去の更新・業種追加ファイル			◎	◎					過去に更新もしくは業種追加した中で最新のファイルを提示		

提出時に該当項目の書類があるか、項目にマーカー、またはチェック欄に○かし点を記入し、上から順番に並べてご提出ください。

